

たらの芽廃木破砕業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

番号	令8現単有機委第3号
件名	たらの芽廃木破砕業務委託
概要	有機堆肥の副資材であるたらの芽廃木を、畜ふんと混合させ堆肥化するために破砕するもの
使用機械	①受注者搬入機材 ・ 廃木粉砕機 （廃木は25mm以下となるように破砕すること） ・ 粉砕機投入用機械（任意） ②発注者貸与機材 ・ 0.9m ³ バケット付ホイールローダ（破砕後の資材運搬用）
内容	①作業時間 ・ 午前8:30～午後5:15まで（休憩1時間） ただし、準備・後片付けは時間外であっても可能とし、それ以外の時間外作業は別途協議とする。 ②作業区域 ・ 発酵槽棟入口脇から脱臭槽までの間で、たらの芽廃木を山積みにしてある所。 ③作業員体制 ・ 破砕機への投入から、破砕後、発酵槽棟内の保管スペースまでの運搬を行う体制とする。 ④たらの芽廃木の数量（参考） ・ R7 約390m ³ ※ただし、実績数量による精算は行わない。
履行期間	契約締結の日から令和8年7月17日まで
履行場所	魚沼市 吉水 地内（魚沼市有機センター）